- ■ おくやみ窓口のご案内 ■ |

「身内が亡くなったあとの手続きって分かりにくい…」 裏**面もご覧ください**。 「どこに相談したらいいんだろう…」

おくやみ窓口では、そんな不安を抱えているご遺族をサポートします。

おくやみ窓口の概要

ご遺族の負担を少しでも軽減するため、亡くなった方やご遺族の 状況をお聞きし、必要な手続きや書類、担当窓口をご案内します。

また、各窓口での手続きがスムーズに進むよう書類の作成を支援 します。

<開設時間等>

■開設時間

南区に住民登録 があった方のご 遺族が対象とな ります。

月曜日・水曜日・金曜日 8時45分~15時15分

火曜日・木曜日 8時45分~12時00分

14 時 00 分~17 時 15 分

- ※ ご案内や書類作成支援にかかる時間は、1組につき1時間前後 となることが予想されます。
- 区役所の各窓口の受付時間は17時15分までのため、来庁される 時間によっては、おくやみ窓口でのご案内が完結しない場合 や、各窓口での手続きを終えることができない場合がございます。

予約方法

■受付場所と 南区役所1階ロビー(南区真駒内幸町2丁目2-1) 原則、**予約制**です。

> お電話またはホームページでご予約の上、ご利用くださ ()₀

- ○予約専用ダイヤル 090-8508-1338
 - ※ おかけ間違いにご注意ください。
- ○ホームページ



- ご予約のない方は、お待ちいただくことがあります。
- 手続きの担当窓口では、混雑状況によりお待ちいただくことがあります。
- おくやみ窓口のご利用がなくても、直接、担当窓口で手続きできます。



窓口ご利用前にご活用ください

「札幌市くらしの手続きガイド」では、簡単な質問に答えるだけで、必要な手続きや書類、担当窓口を確認することができます。

札幌市くらしの手続きガイド





▍おくやみ窓口にお越しになる際にお持ちいただくもの

亡くなった方に関する手続きに必要となる、主な持ち物をご紹介 します。該当するものがありましたら、窓口にお持ちください。

ご遺族に関するもの

窓口にお越しになる方の本人確認書類	

- ・顔写真付きのもの1点(運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、パスポート、身体障害者手帳など)又は顔写真のないもの2点(被保険者証(健康・介護)、資格確認書*、年金手帳など) **お手続きによっては、本人確認書類としてご使用いただけない場合があります。
- □ 窓口にお越しになる方、相続人代表者及び喪主の認印(スタンプ印 不可)
- □ 相続人代表者及び喪主の預貯金通帳

亡くなった方に関するもの

年金手帳又は年金証書	(国民年金加入者又は年金受給者)

- □ マイナンバーカード又は個人番号通知書
 - ※ 「通知カード」は、令和2年5月25日に廃止され「個人番号通知書」になりました。
- □ 住民基本台帳カード
- □ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、 資格確認書又は資格情報のお知らせ
 - ※ 国民健康保険の世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、加入者全員の被保険者証(資格確認書又は資格情報のお知らせ)も必要です。
- □ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- □ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医

療受給者証
□ 重度心身障がい者医療費助成受給者証、特定医療費(指定難病)受
給者証、特定疾患医療受給者証、子ども医療費助成受給者証、ひとり
親家庭等医療費受給者証
□ 福祉乗車証又は敬老優待乗車証
□ その他、札幌市から交付された証書類